

三好市指定文化財指定基準

三好市教育委員会文化財課

三好市指定文化財指定基準

平成 20 年 6 月 19 日施行

有形文化財の指定基準

【絵画、彫刻の部】

- 1 各時代の遺品のうち制作優秀で文化史上貴重なもの
- 2 絵画、彫刻史上特に意義ある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状または技法等の点で顕著な特異性を示すもの

【工芸品の部】

- 1 各時代の遺品のうち制作が特に優秀なもの
- 2 工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法または用途等が特異で意義の深いもの

【書跡、典籍の部】

- 1 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆墨跡、法張等で、書道史上の代表と認められるもの又は文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典および洋書の原本またはこれに準ずる写本で、文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で文化史上貴重なもの
- 4 書跡類、典籍類で歴史的または系統的にまとまって伝存し学術的に価値が高いもの

【古文書の部】

- 1 古文書類は歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類（絵画、系図類を含む）は、その原本またはこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
- 3 古文書類、日記、記録類等で歴史的または系統的にまとまって伝存し、学術的価値が高いもの

【考古資料の部】

- 1 土器、石器、木器、骨格牙器、玉類、鉄器その他の先史時代の遺物で、学術的価値の高いもの
- 2 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で、学術的価値の特に高いもの
- 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で、学術的価値の特に高いもの
- 4 官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの

【歴史資料の部】

- 1 政治、経済、社会、文化等で歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 2 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 3 歴史上重要な事象または人物に関する遺品で、歴史的または系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

【建造物の部】

建造物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の（橋梁、石塔、鳥居）の各時代建造物以降およびその部分ならびに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

無形文化財の指定基準

【芸能の部】

- 1 音楽、舞踊、演劇、その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの
 - (1) 芸術上特に価値が高いもの
 - (2) 芸術史上特に重要な地位を占めるもの
 - (3) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

【工芸技術の部】

陶芸、染織、漆芸、金工、その他の工芸技術のうち、次の各号の一に該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

有形民俗文化財の指定基準

- 1 次の掲げる有形民俗文化財のうちその形様、政策技法、用法等において、生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (1) 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - (2) 生産、生業に用いられるもの 例えば農具、漁獵具、^{こうしょう}工匠用具、^{ぼうじやく}紡織用具、作業場等
 - (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
 - (4) 交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - (5) 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
 - (6) 信仰に用いられるもの

- (7) 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、ト占用具、医療具、教育施設等
 - (8) 民俗芸能、娯楽、遊技に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
 - (9) 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
 - (10) 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節供用具、盆用具等
- 2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号の一に該当し特に重要なもの
- (1) 歴史的変遷を示すもの
 - (2) 時代的特色を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
 - (4) 生産階層の特色を示すもの
 - (5) 職能の様相を示すもの
- 3 他民族に係る前2項に規定する有形の民俗文化財またはその収集で、生活文化との関連上特に重要なもの

無形民俗文化財の指定基準

- 1 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し特に重要なもの
- (1) 由来、内容等において生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (2) 年中行事、祭礼、法令等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 2 民俗芸能のうち次の各号の一に該当し特に重要なもの
- (1) 芸能の発生または成立を示すもの
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの

史跡、名勝、天然記念物の指定基準

【史跡】

次に掲げるもののうち、歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 1 貝塚、遺物包含地、住居地（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞窟住居跡等）、古墳、神籠石その他この類の遺跡
- 2 国軍庁跡、城跡、防塁、古戦場、その他政治の関する遺跡
- 3 社寺の後又は旧境内、経塚その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- 5 薬園跡、慈善施設、その他社会事業に関する遺跡
- 6 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡、その他産業交通土木に関する遺跡
- 7 墳墓並びに碑

- 8 旧宅、園地、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類
- 9 外国および外国人に関する遺跡

【名勝】

次に掲げるもののうちすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また、人文的なものにおいては芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの創生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 5 岩石 洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、湧泉
- 8 温泉
- 9 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 10 展望地点

【天然記念物】

次に掲げる動物、植物および地質鉱物のうち学術上貴重で自然を記念するもの

1 動物

- (1) 特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (2) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要するもの及びその棲息地
- (3) 自然環境における特有の動物または動物群集
- (4) 特有な畜養動物
- (5) 家畜以外の動物で海外より移植され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (6) 特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、栽培植物の原木並木
- (2) 代表的な原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (6) 洞穴に自生する植物群落
- (7) 池泉、温泉、湖沼、河等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (8) 着生草木の著しく発生する地域の代表的なもの
- (9) 著しい植物分布の限界地
- (10) 著しい栽培植物の自生地
- (11) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

3 地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物および化石の産出状態
- (2) 地層の整合および不整合
- (3) 地層のしゅう曲及び衝上
- (4) 得意な地質現象
- (5) 地層断層など違い運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の構造、組織
- (8) 温泉及びその沈殿物
- (9) 風化及び浸食に関する現象
- (10) 氷雪霜の営力による現象
- (11) 特に貴重な岩石、鉱物および化石の標本

4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域（天然保護区域）

無形文化財の保持者及び保持団体の認定基準

【芸能の部】

保持者

- 1 市指定無形文化財に指定される芸能または芸能の技法（以下「芸能又は技法」という）を高度に体現できるもの
- 2 芸能または技法を正しく体得し、かつこれに精通しているもの
- 3 2人以上のものが一体となって芸能または技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ当該芸能または技法を保持するものが多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

【工芸技術の部】

保持者

- 1 市指定無形文化財に指定されている工芸技術（以下「工芸技術」という）を高度に体得しているもの
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 3 2人以上のものが共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体